

6

男女共同参画に関する国内外のあゆみ

年	世 界 (国連等)	日 本	三 重 県	津 市
1975 年 (昭和50年)		・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催 ・「婦人問題担当室」設置 (内閣総理大臣官房審議室)		
1977 年 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」策定	・「婦人関係行政推進連絡会議」設置	
1979 年 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択		・「三重県婦人対策の方向」(県内行動計画)策定	
1980 年 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択 ・「第2回世界女性会議」開催	・「女子差別撤廃条約」署名		
1981 年 (昭和56年)		・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1985 年 (昭和60年)	・「国連婦人の10年」世界会議「ナイロビ将来戦略」採択(ナイロビ) ・「第3回世界女性会議」開催	・「国籍法」改正施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出	
1986 年 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行 ・「婦人問題企画推進有識者会議」開催 ・婦人問題企画推進本部拡充		
1987 年 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「みえの第2次行動計画-アイリスプラン」策定	・旧津市/「津市婦人関係行政推進連絡会議」設置
1990 年 (平成2年)	・国連婦人の地位委員会拡大会期(ウィーン)開催 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			・旧津市/「津市婦人問題懇話会」設置
1991 年 (平成3年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 ・「育児休業法」の公布		・旧津市/「津市婦人の行動計画」策定
1992 年 (平成4年)		・「育児休業等に関する法律」施行		
1993 年 (平成5年)	・「世界人権会議」「ウィーン宣言及び行動計画」採択(ウィーン) ・国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(パートタイム労働法)」施行		

年	世界(国連等)	日本	三重県	津市
1994年 (平成6年)	・国際人口開発会議(カイロ) (リプロダクティブ・ヘルス/ ライツの概念を行動計画に 明記)	・男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置 (政令) ・男女共同参画推進本部設置	・「三重県女性センター」開館	
1995年 (平成7年)	・「第4回世界女性会議」(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化) ・「ILO第156号条約」批准	・「みえの男女共同参画推進 プラン-アイリスプラン21」 (第3次)策定	・旧津市/NGOフォーラム北 京'95参加及び鎮江市との 交流 ・旧津市/「男女共同参画都市 宣言」
1996年 (平成8年)		・男女共同参画推進連携会議 (えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画2000年プ ラン」策定		・旧津市/「アクションプログ ラム21-津市男女共同参画プ ラン」策定
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置 (法律) ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」公布		
1998年 (平成10年)			・「アイリス21 推進連携会議」 (アイリスネットワーク)設置	
1999年 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」 公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」 公布、施行	・男女共同参画推進協議会か ら提言「21世紀の三重県は 男女共同参画社会」	・旧津市/「男性会議」(プレ日 本女性会議2000津)開催
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000 年会議」開催(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画」 策定 ・「改正男女雇用機会均等法」 施行	・三重県男女共同参画推進懇 話会から提言 ・三重県男女共同参画推進条 例公布	・旧津市/プレ日本女性会議 2000津「真珠の首飾り」開催 ・旧津市/「日本女性会議 2000津」開催
2001年 (平成13年)		・「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護に関する 法律(DV防止法)」公布、施行 ・第1回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援 策の方針について」閣議決定 ・「育児・介護休業法」改正	・「三重県男女共同参画審議 会」設置 ・「三重県女性センター」を 「三重県男女共同参画セン ター」に名称変更	・旧津市/ポスト「日本女性会 議2000津」開催 ・旧津市/「津市女性議会」開催 ・旧久居市/「久居市男女共同 参画プラン策定審議会」設置
2002年 (平成14年)		・「改正育児・介護休業法」施行 ・アフガニスタンの女性支援に 関する懇談会	・「三重県男女共同参画基本 計画」策定 ・「三重県男女共同参画基本 計画第一次実施計画」策定	・旧津市/「日本女性会議 2000津」周年事業開催 ・旧久居市/「久居市男女共同 参画プラン」策定 ・旧津市/「津市男女共同参画 推進条例」施行 ・旧津市/「津市男女共同参画 審議会」発足 ・旧津市/男女共同参画フォー ラム開催

年	世 界（国連等）	日 本	三 重 県	津 市
2003 年 （平成15年）		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・第4回・第5回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催	・男女共同参画年次報告作成	・旧津市/「津市男女共同参画基本計画」策定 ・旧津市/「津市男女共同参画基本計画前期実施計画」策定 ・旧津市/「男女共同参画フォーラム」開催
2004 年 （平成16年）		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者暴力防止法」改正（都道府県基本計画策定の義務化等）、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定 ・「育児・介護休業法」改正（期間雇用者への適用、育休の延長、子の看護休暇制度創設等）		・旧津市/「男女共同参画フォーラム」開催 ・旧久居市/「久居市男女共同参画推進条例」施行
2005 年 （平成17年）	・国連「北京＋10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「改正育児・介護休業法」施行 ・「次世代育成支援対策推進法」施行 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定	・旧津市/「全国男女共同参画宣言都市サミットin津」開催
2006 年 （平成18年）	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」策定	・市町村合併・新「津市」誕生 ・「津市男女共同参画懇話会」設置 ・「男女共同参画フォーラム」開催
2007 年 （平成19年）		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「配偶者暴力防止法」改正（保護命令制度の拡充等）	・「三重県男女共同参画基本計画（改訂版）」策定 ・みえチャレンジプラザ開設 ・「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定	・「津市男女共同参画都市宣言」 ・「津市男女共同参画推進条例」施行 ・「津市男女共同参画審議会」設置 ・「男女共同参画フォーラム」開催
2008 年 （平成20年）		・「改正DV防止法」施行 ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・「改正パートタイム労働法」施行		・「津市男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画フォーラム」開催

年	世界(国連等)	日本	三重県	津市
2009年 (平成21年)		・第6回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、パパ・ママ育休プラス、介護のための短期休暇制度の創設等)	・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第2次改定	・「男女共同参画フォーラム」開催
2010年 (平成22年)	・国連「北京+15」記念会合(ニューヨーク)	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定		・「男女共同参画フォーラム」開催 ・三重短期大学地域連携「高山」講座～日本女性会議から10年開催
2011年 (平成23年)	・UN Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)正式発足		・「第2次三重県男女共同参画基本計画」策定 ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第3次改定	・「男女共同参画フォーラム」開催
2012年 (平成24年)	・国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採決	・「改正育児・介護休業法」施行 ・「女性の活躍推進による経済活性化」行動計画」策定	・「第2次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定	・「男女共同参画フォーラム」開催
2013年 (平成25年)		・「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」策定(「女性活躍推進」を成長戦略の中核に位置づけ) ・「配偶者暴力防止法」改正(対象被害者の追加等)、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」改定 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定		・「第2次津市男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画フォーラム」開催
2014年 (平成26年)	・国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択(日本提案) ・UN Women「HeForShe」キャンペーン(ジェンダー平等について、女性だけでなく男性も一緒に考え、行動することを呼び掛ける社会連帯運動)スタート	・「改正DV防止法」施行 ・輝く女性応援会議開催 ・「次世代育成支援対策推進法」改正(法の期限の延長等) ・「『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」策定(女性の更なる活躍促進) ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置(内閣官房) ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム「WAW! Tokyo2014」開催(第1回目)	・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第4次改定 ・輝く女性応援会議in三重開催 ・女性の活躍推進三重県会議設立	・「男女共同参画フォーラム」開催
2015年 (平成27年)	・国連「北京+20」記念会合(ニューヨーク) ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)公布、施行(H28完全施行) ・「女性活躍加速のための重点方針2015」決定 ・「改正パートタイム労働法」施行	・女性の活躍推進三重県会議1周年記念大会開催	・「男女共同参画フォーラム」開催

年	世 界（国連等）	日 本	三 重 県	津 市
2016 年 （平成28年）	・伊勢志摩サミット開催 （首脳宣言（女性の活躍推進はG7の共通のゴール））	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行 ・「育児・介護休業法」改正（介護休業の分割取得、妊娠・出産等に関するハラスメント対策の義務付け等） ・「女性活躍加速のための重点方針2016」決定	・「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定 ・「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（前期計画）」策定 ・WIT2016開催	・「男女共同参画フォーラム」開催
2017 年 （平成29年）		・「改正育児・介護休業法」施行 ・「改正男女雇用機会均等法」施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2017」決定	・「第2次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」策定 ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第5次改定 ・「第2次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画（改訂版）」策定 ・みえの輝く女子フォーラム2017開催 ・「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く（きらり）、多様な社会へ～」策定	・「男女共同参画フォーラム」開催
2018 年 （平成30年）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2018」決定	・ダイバーシティみえトークイベント開催 ・「HeForShe」賛同セレモニー開催	・「第3次津市男女共同参画基本計画」策定 ・「男女共同参画フォーラム」開催
2019 年 （平成31年） （令和元年）		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布（女性活躍推進法の改正による一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、労働施策総合推進法等の改正によるハラスメント対策の強化等） ・「女性活躍加速のための重点方針2019」決定 ・「配偶者暴力防止法」改正（児童虐待防止対策との連携強化等）	・「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン～LGBTをはじめ多様な性的指向・性自認（SOGI）について理解を深め、行動する～」作成 ・「三重県犯罪被害者等支援条例」公布、施行 ・みえの女性リーダー育成講座「みえたま塾」開講 ・「三重県犯罪被害者等支援推進計画」策定	・「男女共同参画フォーラム」開催
2020 年 （令和2年）	・国連「北京+25」記念会合（ニューヨーク）	・「女性活躍加速のための重点方針2020」決定 ・「第5次男女共同参画基本計画」策定	・チェンジ・デザイン・アワード2020開催（初年） ・「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画」第6次改定	
2021 年 （令和3年）		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正	・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」制定 ・「第3次三重県男女共同参画基本計画」策定 ・「第3次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定 ・「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期計画）」策定	・「男女共同参画フォーラム」開催
2022 年 （令和4年）		・AV出演被害防止・救済法施行		・「男女共同参画フォーラム」開催
2023 年 （令和5年）				・「第4次津市男女共同参画基本計画」策定

	用 語	解 説
あ行	IoT	Internet of Things の略で、従来インターネットに接続されていなかったさまざまなもの(センサー機器、駆動装置、住宅・建物、車、家電製品、電子機器等)が、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。
	ICT	Information and Communication Technology の略で、通信技術を使って、人とインターネット、人と人が繋がる技術のこと。
	AI(人工知能)	人間の知的振る舞いの一部にソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率又は就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。この背景には、結婚や出産を機に離職し、子育てが一段落すると再び再就職する女性が多いということが考えられる。 なお、10年前と比較すると、全ての年齢階級で労働力人口比率は上昇しており、グラフの全体の形はM字型から欧米先進諸国で見られるような台形に近づきつつある。
	SDGs (持続可能な開発目標)	平成27(2015)年9月に国連で採択された令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標(Sustainable Development Goals: SDGs)を設定。 ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされている。
	LGBT	レズビアン(Lesbian:同性を恋愛や性愛の対象とする女性)・ゲイ(Gay:同性を恋愛や性愛の対象とする男性)・バイセクシャル(Bisexual:同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)・トランスジェンダー(Transgender:出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)の頭文字を取り組み合わせた言葉。 LGBT以外にも、好きになる相手の性やこころの性が分らず、決められないあるいは悩んでいる人「Questioning:クエスチョニング」を含めて LGBTQ という言葉も使われている。
	エンパワーメント	自ら主体的に行動することによって、状況を変える力をつけること

	用 語	解 説
か行	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力などによって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ行	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
	ジェンダー・ギャップ指数(Gender Gap Index:GGI)	世界経済フォーラム(World Economic Forum)が発表する、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータから作成される指数。0が完全不平等、1が完全平等を意味する。令和4年(2022年)の日本の総合スコアは0.650、順位は146か国中116位となっている。
	ジェンダー平等	生物学的な性差ではなく社会的・文化的に構築された、何が女性的で何が男性的かを表す概念や、固定的な性別役割分担等をなくし、人生や生活において、さまざまな機会が性別にかかわらず平等に与えられ、女性と男性が同様に自己実現の機会を得られるような社会の実現をめざすもの。
	指導的地位	「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に係る数値目標(「2020年30%」の目標)のフォローアップについての意見」(平成19年2月14日男女共同参画会議決定)においては、「国連のナイロビ将来戦略勧告及びジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)の算出方法などを踏まえ、①議会議員、②法人・団体等における課長相当職以上の者、③専門的・技術的な職業のうち特に専門性が高い職業に従事する者とするのが適当と考える」との意見が出されている。
	女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)	昭和54年(1979年)に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56年(1981年)に発効。日本は昭和60年(1985年)に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済

	用 語	解 説
さ行		的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	平成27年(2015年)8月28日に国会で成立し、令和元年(2019年)5月29日に改正法が成立。働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報等の公表を事業主(国や地方公共団体、民間企業等※)に義務付けるもの。※常時雇用する労働者が100人以下の民間企業などにあっては努力義務。
	性自認(性同一性)・性的指向	性自認(Gender Identity)とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念である。性的指向(Sexual Orientation)とは、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もある。 なお、性的指向について、例えば、レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)などの呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す言葉の一つとして使われることもある。
	性的マイノリティ	レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)、トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)等、性のあり方が少数派の人々を広く表す総称。
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成30年(2018年)5月23日公布・施行。衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党などが所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど、自主的に取り組むよう努めることなどを定める。
	Society 5.0	狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定)

	用 語	解 説
さ行		において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)のこと。
た行	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢等に関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
	超スマート社会	Society 5.0とも呼ばれ、仮想空間と現実空間を高度に融合し、人々がいきいきと活動できる社会のこと。
	特定事業主行動計画	女性活躍推進法第15条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期などが定められている。
	DV	ドメスティック・バイオレンス。配偶者や恋人、婚約者、同棲相手、現在あるいは以前に親密な関係にある(あった)者からふるわれる身体的・心理的暴力をいう。 平成13年(2001年)に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」が配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護などを図ることを目的として制定された。
な行	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。地域の担い手として、農地利用・資金・税制面等の支援を受けることができる。この認定農業者制度では、家族経営協定を締結した夫婦や親子等が共同で認定申請(共同申請)を行うことができる。
は行	ハラスメント	いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」のこと。本人の意思にかかわらず、他者にする発言・行動等が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすること。 例:セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、パワー・ハラスメント(パワハラ)、マタニティ・ハラスメント(マタハラ)、パタニティー・ハラスメント(パタハラ)、ジェンダー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント(アカハラ)、モラル・ハラスメント(モラハラ)等。
	ビッグデータ	コンピュータや通信機器等の高機能なデジタル機器が仕事や暮らしに広く利用されることにより、日々刻々と記録されているさまざまなデータの巨大な集まりのこと。
	避難所運営委員会	避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、自主防災組織、避難者、行政担当者、施設管理者等で構成する組織。
	ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう(男女共同参画社会基本法第2条第2号)。また、同法第8条は、国の責務として、国が、男女

	用 語	解 説
は行		共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する旨、規定している。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実中存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するために積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入が必要となる。
ま行	無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていく。
ら行	ライフステージ	人の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、家族の介護等)によって区分される生活環境の段階のこと。
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指し、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことを意味する。 リプロダクティブ・ライツとは、すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、ならびに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを享受する権利のこと。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。



表紙デザイン：津市男女共同参画情報紙「つばさ」編集委員

海や山を有する、自然豊かな津市周辺の地形を表現し、白い曲線はひらがなの「つし」の一筆書きとなっています。

第4次津市男女共同参画基本計画

発行年月：令和5年3月

発 行：津市市民部男女共同参画室

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

電 話：059-229-3103

F A X：059-229-3366

E-mail：229-3103@city.tsu.lg.jp

